

【特別寄稿】

日本体育大学における体罰排除教育の効果

藤田 主一¹⁾, 宇部 弘子¹⁾, 福場久美子¹⁾, 市川優一郎²⁾, 鈴木 悠介³⁾, 本間 悠也⁴⁾,
小川 拓郎⁵⁾, 深見 将志⁶⁾, 藤本 太陽⁷⁾, 谷釜 了正⁸⁾

¹⁾ 教育心理学研究室

²⁾ 日本大学文理学部

³⁾ 東京都立板橋特別支援学校

⁴⁾ 開成中学校・高等学校

⁵⁾ スポーツ・トレーニングセンター

⁶⁾ 日本体育大学期限付一般研究員

⁷⁾ 大学院博士後期課程

⁸⁾ スポーツ史研究室

Effect of education without corporal punishment at Nippon Sport Science University

Shuichi FUJITA, Hiroko UBE, Kumiko FUKUBA, Yuichiro ICHIKAWA, Yusuke SUZUKI,
Yuya HOMMA, Takuro OGAWA, Masashi FUKAMI, Taiyo FUJIMOTO
and Ryosyo TANIGAMA

Abstract: The present study aimed to conduct a survey of actual conditions and experiences of corporal punishment, etc., for freshman students at Nippon Sport Science University and to examine what effect the university's original educational and sports training activities exerted on the students' experiences of corporal punishment. Specifically, we clarified how the recognition and experiences among the 2013 freshmen regarding corporal punishment changed after they had spent one year at the university. Moreover, we elucidated the relations of experiences of sustaining corporal punishment, experiences of inflicting corporal punishment, and attitude of allowing corporal punishment between the freshmen in 2013 and the freshmen in 2014, for the purpose of clarifying the educational effect of the measures taken by the university.

The questionnaire was prepared in reference to one by the Japan Olympic Committee (JOC) made in 2013 for the Olympic game players. The items consisted of a face sheet and questions asking about the presence or absence of corporal punishment and its related actions, its frequency, its intentions, etc.

In the questionnaire results, the percentage of students who had heard or seen corporal punishment was found to be lower in university life after the students had spent one year at the university, in comparison to high school life. Moreover, the percentage of "Not allowing" any corporal punishment after one year spent as freshmen was found to be higher. In the relations between allowance of corporal punishment and the school year, there was a tendency wherein students formed a negative attitude toward corporal punishment one year after their admittance to the university, which showed an educational effect in this case.

(Received: May 11, 2015)

Key words: sport science-specialized students, experience of inflicting corporal punishment, experience of sustaining corporal punishment, attitude of allowing corporal punishment, educational effect

キーワード：体育専攻学生，体罰遂行経験，被体罰経験，体罰容認態度，教育効果

問 題

日本体育大学は、2013年2月8日に「反体罰・反暴力宣言」を行った。その詳細は本学のホームページに掲載されており、全教職員および全学生がいつでも確認できる状態になっている。その宣言には、「倫理を逸脱する行為・不正行為は断じて許さず、また見過ごさない」と表明し、ハラスメントの防止および暴力行為の禁止を強く求めている。この宣言は「セクハラ等人権侵害行為及び体罰（暴力、暴言等）の行使は信用失墜行為である」として厳しく禁じている『日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学教職員心得』（2010年5月、教授会制定）を今一度確認するものであり、『教職員心得』は教職員に携行を義務づけた冊子『CREDO』（信条を意味するラテン語）に掲載して、日常的に自らの行動指針を確認できるようにしている¹⁾。

また、日本体育大学には、各行為に対する相談先として、アカデミックアドバイザー、学生相談室、学生支援センター等がある。さらに、「学長直行便（目安箱）」が東京・世田谷キャンパス、横浜・健志台キャンパスの学生支援センターに設置されており、体罰・暴力を排除するための取り組みを積極的に実行している。これらの内容については、常に教職員と学生に周知しており、大学全体で共通認識されている。

2013年9月15日に日本体育大学で開催された日本応用心理学会第80回記念大会の公開シンポジウム「体罰を考える」²⁾において、学長の谷釜は、体罰の撲滅に向けての日本体育大学の取り組みについて、以下の3点を中心に述べている。

- (1) 教授会において「反体罰・反暴力宣言」をし、ホームページに掲載：これは日本体育大学が率先して宣言をしていることを強調するものである。
- (2) 運動部を巡り、反体罰・反暴力宣言の趣旨を説明：これは日本体育大学運動部に所属する学生に対し、現在の活動自体に意識を向けてもらうことを強調するものである。
- (3) 新入生に体罰に関するアンケート調査を実施^{注1)}：これは体罰に対して肯定的な意見を持つ学生が入学してきた場合でも、日本体育大学の教育でその考え方に新たな視点を持ち込む必要性を訴えることを強調するものである。

谷釜の主張は、どのような経緯があろうとも日本体育大学から「体罰・暴力・ハラスメント」を葬り去ることを求めるものである。つまり、体育・スポーツに対しての捉え方を体罰や暴力などの枠組みではなく、もっと魅力的な方法を大学挙げて追求していくことを改めて主張したものといえよう。

学校教育における体罰に関連する法律では、1879（明治12）年、公的な法制度として教育令が施行され、その第46条「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰ヲ加フヘカラス」に体罰禁止規定が盛り込まれた。そして第2次世界大戦後については1947（昭和22）年に制定された学校教育法第11条の規定へと引き継がれ、これは現在も使用されている（表1）。しかし、法律上はこれ以上細かく制定されておらず、昨今ではどこまでが体罰か、また体罰をしたことによる処分等、不明確なところが多くあることから、今後の法整備が待たれるところである。

体罰は世界各国において古くから行なわれてきた。そのような中で、世界で初めて体罰が禁止されたのは、1783年のポーランドにおいてであった³⁾。その後、1819年にオランダ、1845年にルクセンブルク、1860年にイタリア、1867年にベルギー、1870年にオーストラリア、1879年に日本と続き、徐々に体罰を禁止する国が増加し、第2次世界大戦後には多くの国において体罰が禁止されるようになった。そして、1989年には人権、特に子どもの権利を保障すべきとする「児童の権利に関する条約」⁴⁾が出され、これに各国が対応することにより、学校で体罰を行使する行為は全面的に禁止される傾向にあった⁵⁾。今日では、世界198ヶ国（または地域）のうち、学校における体罰が国全体の法律で禁止されているのは124ヶ国にのぼることが報告されている⁶⁾。

沖原ら⁷⁾の調査によれば、世界の国々の体罰に対する対応の仕方には、大きく3つの類型がみられるという。それは、鍛錬主義的教育観やキリスト教的人間観を背景に規律を維持し、他の善良な児童生徒の利益・権利を擁護するために体罰を許可する「英米型」、ヒューマニズムや人権思想を背景に体罰を法律で禁止する「大陸型」、社会主義の原理から体罰を禁止する「社会主義型」である。この3つの類型の中で、英米型は体罰禁止に踏み切ることを躊躇し続けてきた歴史が

表1 体罰についての法制度

制定年	法令	条文
明治12年	教育令第46条	凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰 殴手或ハ縛スルノ類ヲ加フヘカラス
明治23年	改正小学校令第63条	小学校長及教員ハ児童ニ体罰ヲ加フルコトヲ得ス
昭和22年 (平成19年改正)	学校教育法第11条	校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒、及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることができない。

あり、イギリスでは1986年に、アメリカでは異例とされた1867年のニュージャージー州を除くと、州単位ではあるが1972年のマサチューセッツ州でようやく体罰が禁止されることとなった⁸⁾。今日のイギリスでは、体罰の禁止が法制化される過程で、禁止規定と併せて、生徒指導上やむを得ない場合に物理力の行使を認める規定が盛り込まれ、その後この規定がより明確化、具体化されて、体罰に頼らない指導のガイドラインが作成されている⁵⁾。また、アメリカでは1972年の体罰禁止後の1976年から1986年にかけての約10年、体罰に関する論文が集中し、体罰への関心の高さがみられた。さらに、続々と掲載される論文に連動するかのようになり、体罰を禁止する州が急増し、今日では50州のうち31州が体罰を禁止している⁹⁾。このように、体罰禁止に踏み切ることを躊躇していたイギリスやアメリカにおいても体罰禁止が進んでいることから、世界の情勢は体罰を禁止する傾向へ強く進んでいることがうかがえる。

近年の体罰事件を受けて、多くの研究者が関連する研究を行っている。松岡¹⁰⁾は、教師や部活動指導者が体罰を使用した場合、ほとんどのケースにおいて、体罰後にフォローの説諭を行っていることを明らかにしている。この説諭は、多くの場合1対1の密室的構造で行われ、「殴りたくて殴っていない」「お前にはどうしても分かって欲しいんだ」等の言葉に加え、頭をわしづかみにして撫で擦られると生徒はもらい泣きしてしまうことから、両者の間で共感演出が行われていることが少なくないという。これは教職課程学生に行ったインタビュー調査で明らかにされた研究である。指導者によるいわゆる「泣き落とし」が行われると、そこに体罰があっても大きな問題として扱われない実態がある。むしろ指導者に共感的な感情を抱いてしまうと考えられる。

為末¹¹⁾は、元競技者という立場から、1970年代から1980年代はスポーツ漫画・アニメやスポーツドラマなどで暴力シーンがいくつも放送され、スポーツ界のみならず社会全体が暴力を容認してきた実態があるため、子どもの成長に大きく影響を与えていたと指摘する。今日でいうハラスメントの概念が生まれ、社会全体の考えに少しずつ変化がみられたにも関わらず、スポーツ界はその流れから取り残されてきた実態にあるという。そのため、体罰によるスポーツ文化が深く根づいてしまった現実が露呈される形になったのである。

その他、田村¹²⁾は競技特性という視点や体罰容認の連鎖を断ち切る手段として、体罰を受けたことのある当事者から部活における指導のあり方についての語りを書くべきであると指摘している。また、文部科学省¹³⁾は、2012年度に発生した国公私立学校における体罰の

件数が6700件を超えていたことについて、「体罰の実態把握や報告が不徹底だったことについて、重く受け止めている」と述べている。つまり、国レベルにおいても体罰の正確な把握ができていなかった事実を認めていることから、抜本的な改革の必要性が挙げられよう。

体罰は、学校教育法第11条の「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」という条文によって明確に禁止されている。この捉え方は、戦後70年を迎える今日においても一貫して変わらずに位置づけられている。ところが2012年末に、高校の男子バスケットボール部に所属している生徒が、顧問による体罰が原因で自ら命を絶つ事件が起こった。この事件は我々日本国民に衝撃を与えるだけでなく、教育の本質を揺るがす事態となった。事件から2年が経過する中で、体罰に関する議論を目にする機会が増えたことは、体罰に対する関心が高まってきた証左といえる。しかし、これはこれまで日本国民が体罰に対して大きな関心を示してこなかったという事実の裏返しともいえるのである。

学校教育のなかで、「体罰」という言葉から連想しやすいものとして「体育」や「運動部活動」が挙げられる。体育や運動部活動にネガティブなイメージが先行してしまうと、学校教育における身体活動を保障する大切な学びに影響を及ぼしかねない。しかし、最近の体罰排除に向けた動きは、報道される機会の増加に加え、学会レベルでも喫緊の課題として解決に向けた方策が検討されている^{2,14)}。今後の日本の体育・スポーツの未来のためにも、反体罰の立場を明確にするとともに、さまざまなメッセージを発信し続けることが重要であるといえよう。

目 的

本研究は、2013年度に入学した学生が日本体育大学で1年間を過ごした結果、体罰への認識や経験がどのように変容したのか、また、2014年度の入学生との体罰経験や体罰遂行経験、体罰容認態度の関連性を明らかにし、教育活動およびスポーツ指導活動における体罰を排除するための取り組みと、その教育効果を検討することを目的とする。

方 法

1. 調査対象者

日本体育大学に所属する2014年入学の新入生1,513名(男子1,062名、女子451名、平均年齢18.1±0.56歳、ならびに2013年入学の2年次生1,319名(男子802名、女子517名、平均年齢19.1±0.46歳)を調査対象とした。

2. 調査方法と調査時期

調査は、独自に作成した大学生活における体罰に関する質問紙を用い、集合調査法により実施した。調査実施者は、調査対象者が本調査の主旨を理解できるように、研究の目的、記入方法、個人情報保護に関する内容を口頭で説明し、調査協力の同意を得た者のみ回答を求めた。調査は、2014年4月上旬に実施した。本研究は日本体育大学倫理審査委員会の審査を受けた(承認番号 第015-H22号)。

3. 調査項目

(1) プロフィールに関する項目(別添の資料を参照)

調査対象者に対し、年齢、性別、所属学部、高校の種類、高校の都道府県、クラブ活動の所属の有無などについて回答を求めた。

質問1では、2014年入学の新生には「あなたは、高校生活でクラブ活動へ入っていましたか」の問いに、2013年入学の2年次生には「あなたは、大学生活でクラブ活動へ入っていますか」の問いについて、それぞれ「①入っていた」、「②入っていたが、途中でやめた」、「③入っていたが、途中で転部した」、「④入っていなかったが、途中で入った」、「⑤入っていなかった」の5件法で回答を求めた。

質問2では、2014年入学の新生には「クラブ活動に入っていた方は、それはレギュラーでしたか」の問いに、2013年入学の2年次生には「クラブ活動に入っている方は、それはレギュラーですか」について、それぞれ「①レギュラーだった」、「②レギュラーでなかった」、「③その他」の3件法で回答を求めた。

(2) 体罰に関する項目(別添の資料を参照)

体罰に関する選択回答項目については、以下のとおりである。

質問3では、2014年入学の新生には「あなたは、普段の高校生活やクラブ活動等で、他者から体罰を受けたことがありましたか。あるいは見聞きしたことがありましたか」の問いに、2013年入学の2年次生には「あなたは、普段の大学生活やクラブ活動等で、他者から体罰を受けたことがありましたか。あるいは見聞きしたことがありましたか」の問いについて、それぞれ「①自分が体罰を受けたことがあった」、「②他者が体罰を受けているところを見たことがあった」、「③実際に見たことはないが、体罰があるという噂を聞いたことがあった」、「④体罰を受けたことも、見たことも、噂に聞いたこともなかった」の①-④の中から回答を求めた。なお、①-③と回答をした対象者に質問4の回答を求めた。

質問4では、(1)「それは、どのような行為でしたか」、(2)「それは、いつのことでしたか」、(3)「それ

は、誰からでしたか」、(4)「その行為の頻度はどのぐらいでしたか」、(5)「その行為はどの程度のものでしたか」、(6)「その行為を起こした理由をどのように説明されましたか」、(7)「その行為を受けたとき、どのように対処されましたか」、(8)「その行為について、今後どのような対応を考えていますか」について回答を求めた。

質問5では、2014年入学の新生には「あなたは、高校生活で体罰を行ったことがありますか」の問いに、2013年入学の2年次生には「あなたは、大学生活で体罰を行ったことがありますか」の問いについて、それぞれ「①ある」、「②ない」の2件法で回答を求めた。そして、「①ある」と回答した者へは、さらに「(1)それは、誰に対してでしたか」、「(2)体罰を行った理由は何でしたか」の自由記述による回答を求めた。

質問6では、調査対象者に対して「あなたは、学校における体罰をどのように考えていますか」について自由記述による回答を求めた。

質問7では、調査対象者に対して「あなたは、学校における体罰を撲滅するためには、何が必要だと考えていますか」について自由記述による回答を求めた。

質問8では、調査対象者に「あなたは「体罰」についてどのように考えていますか」について、「①容認している」、「②どちらかという容認している」、「③どちらかという容認していない」、「④容認していない」の4件法で回答を求めた。

4. 分析方法

本研究は、2013年より体育専攻学生の体罰に対する意識を継続的に調査し、その意識が時間の経過や環境の変化に伴って変容していくのか否かを捉えることを目的にしている。そのため、質問3、質問4については、2013年入学の2年次生の集計結果と、2013年に新生生だった当時の調査結果を用いて比較検討を行った。さらに、質問3、質問5、質問8については、2014年入学の新生と2013年入学の2年次生を合わせたデータを用い、 χ^2 検定による独立性の検定を行った。分析には、統計処理ソフトウェアIBM SPSS Statistics 22を用いて行った。有意水準は5%未満に設定した。

結 果

1. 体罰に関する項目の回答結果

質問3「普段の大学生活やクラブ活動等で、体罰または暴力を受けたことがありましたか。あるいは見聞きしたことがありましたか」の回答を、2013年入学の2年次生に求めた結果、「①自分が体罰や暴力を受けたことがあった：107名(8.1%)」、「②他者が体罰や暴力を受けているところを見たことがあった：75名

(5.7%)」,「③実際に見たことはないが,体罰や暴力があるという噂を聞いたことがあった:140名(10.6%)」,「④体罰や暴力を受けたことも,見たことも,噂に聞いたこともなかった:979名(69.1%)」であった。また,2013年入学の新生だったときに「普段の高校生活やクラブ活動等で,体罰または暴力を受けたことがありますか。あるいは見聞きしたことがありましたか」の回答を求めた結果,「①自分が体罰や暴力を受けたことがあった:126名(10.8%)」,「②他者が体罰や暴力を受けているところを見たことがあった:144名(12.4%)」,「③実際に見たことはないが,体罰や暴力があるという噂を聞いたことがあった:87名(7.5%)」,「④体罰や暴力を受けたことも,見たことも,噂に聞いたこともなかった:864名(74.2%)」であった(図1)。これらの結果を比較すると,2013年入学の新生は,2年次において「①自分が体罰や暴力を受けたことがあった」の割合と,「②他者が体罰や暴力を受けているところを見たことがあった」の割合が低下した。

質問3において体罰を受けたり,見聞きしたりした者(322名)を対象に,質問4(1)「それは,どのような行為でしたか」の回答を2013年入学の2年次生に求めた結果,「①殴る,蹴る,物で叩く等の暴力:154名(69.1%)」,「②人格を否定するような暴言:79名(35.4%)」,「③教師あるいは指導者の立場を利用した威圧や脅し:31名(13.9%)」,「④その他:10名(4.5%)」であった。また,2013年入学の新生だったときに体罰を受けたり,見聞きしたりしたと回答した(357名)を対象に,「それは,どのような行為でしたか」の回答を求めた結果,「①殴る,蹴る,物で叩く等の暴力:263名(88.0%)」,「②人格を否定するような暴言:79名(26.4%)」,「③教師あるいは指導者の立場を利用した威圧や脅し:44名(14.7%)」,「④その他:7名(2.3%)」であった(図2)。これらの結果を比較すると,2013年入学の新生から2年次において,「①殴る,蹴る,物で叩く等の暴力」の割合は低下し,「②人格を否定するような暴言」が増加した。

質問4(2)「それは,いつのことでしたか」の回答を2013年入学の2年次生に求めた結果,「①授業中:5名(2.2%)」,「②休み時間:24名(10.8%)」,「③クラブ活動:133名(59.6%)」,「④その他:56名(25.1%)」であった。また,2013年入学の新生だったときに「それは,いつのことでしたか」の回答を求めた結果,「①授業中:27名(9.0%)」,「②休み時間:25名(8.4%)」,「③クラブ活動:253名(84.6%)」,「④その他:31名(10.4%)」であった(図3)。これらの結果を比較すると,2013年入学の新生から2年次において,「③クラブ活動」の割合は低下したが,約60%と依然として高い割合を示した。

質問4(3)「それは,誰からでしたか」の回答を2013年入学の2年次生に求めた結果,「①担任の教師:6名(2.7%)」,「②教科の教師:4名(1.8%)」,「③クラブ活動の内部の指導者:52名(23.3%)」,「④クラブ活動の外部の指導者:12名(5.4%)」,「⑤在校生:144名(64.6%)」,「⑥その他:16名(7.2%)」であった。また,2013年入学の新生だったときに「それは,誰からでしたか」の回答を求めた結果,「①担任の教師:12名(4.0%)」,「②教科の教師:38名(12.7%)」,「③クラブ活動の内部の指導者:212名(70.9%)」,「④クラブ活動の外部の指導者:22名(7.4%)」,「⑤在校生:59名(19.7%)」,「⑥その他:8名(2.7%)」であった(図4)。これらの結果を比較すると,2013年入学の新生から2年次において,「③クラブ活動の内部の指導者」からの体罰の割合が低下し,「⑤在校生:59名(19.7%)」の体罰の割合が増加した。

質問4(4)「その行為の頻度はどのぐらいでしたか」の回答を2013年入学の2年次生に求めた結果,「①1回のみ:51名(22.9%)」,「②複数回:67名(30.0%)」,「③日常的:49名(22.0%)」,「④その他:45名(20.2%)」であった。また,2013年入学の新生だったときに「その行為の頻度はどのぐらいでしたか」の回答を求めた結果,「①1回のみ:73名(24.4%)」,「②複数回:138名(46.2%)」,「③日常的:61名(20.4%)」,「④その他:29名(9.7%)」であった(図5)。これらの結果を比較すると,2013年入学の新生から2年次において,「②複数回」の割合が低下した。

質問4(5)「その行為はどの程度のものでしたか」の回答を2013年入学の2年次生に求めた結果,「①肉体的な苦痛を伴ったが,治療するまでのものではなかった:98名(43.9%)」,「②肉体的な苦痛を伴い,治療を必要とするものだった:14名(6.3%)」,「③精神的な苦痛を伴うものであった:83名(37.2%)」,「④その他:36名(16.1%)」であった。また,2013年入学の新生だったときに「その行為はどの程度のものでしたか」の回答を求めた結果,「①肉体的な苦痛を伴ったが,治療するまでのものではなかった:221名(73.9%)」,「②肉体的な苦痛を伴い,治療を必要とするものだった:11名(3.7%)」,「③精神的な苦痛を伴うものであった:81名(27.1%)」,「④その他:18名(6.0%)」であった(図6)。これらの結果を比較すると,2013年入学の新生から2年次において,「①肉体的な苦痛を伴ったが,治療するまでのものではなかった」の割合が低下した一方,「③精神的な苦痛を伴うものであった」の割合が微増した。

質問4(6)「その行為を起こした理由をどのように説明されましたか」の回答を2013年入学の2年次生に求めた結果,「①授業中の態度が悪い:8名(3.6%)」,

日本体育大学における体罰排除教育の効果

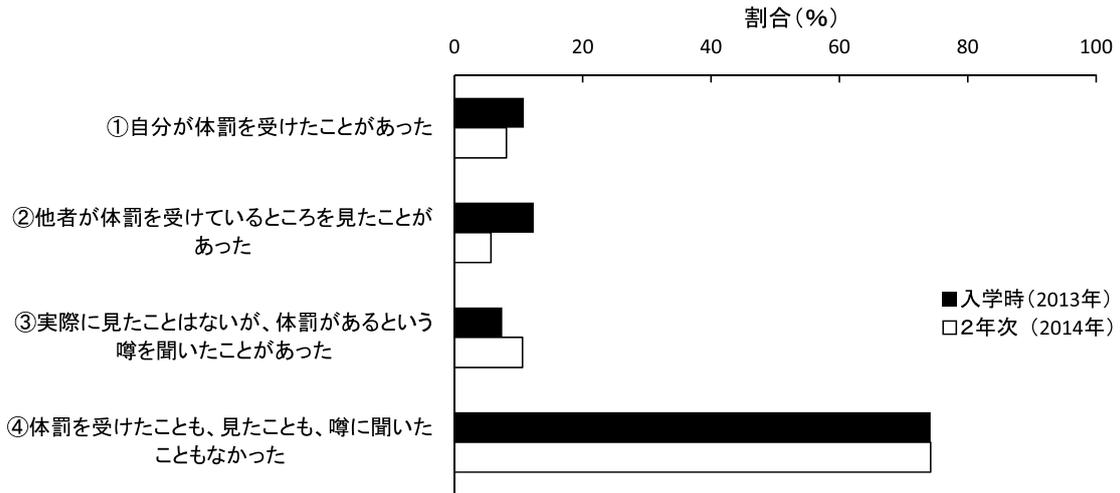


図1 被体罰経験・目撃・伝聞に関する質問項目に対する回答割合の推移 (入学時：n=1,164, 2年次：n=1,319, 複数回答可)

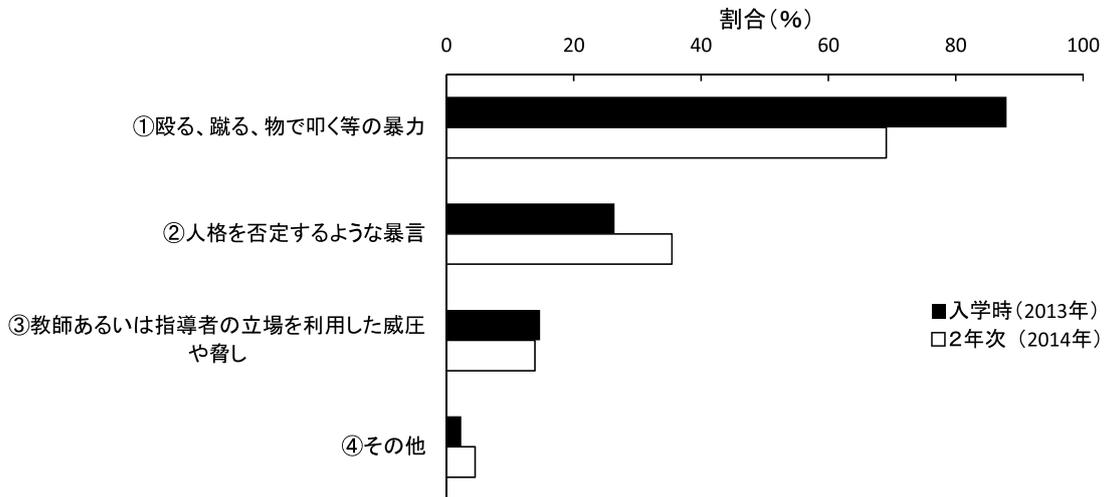


図2 「それは、どのような行為でしたか」に対する回答割合の推移 (入学時：n=299, 2年次：n=223, 複数回答可)

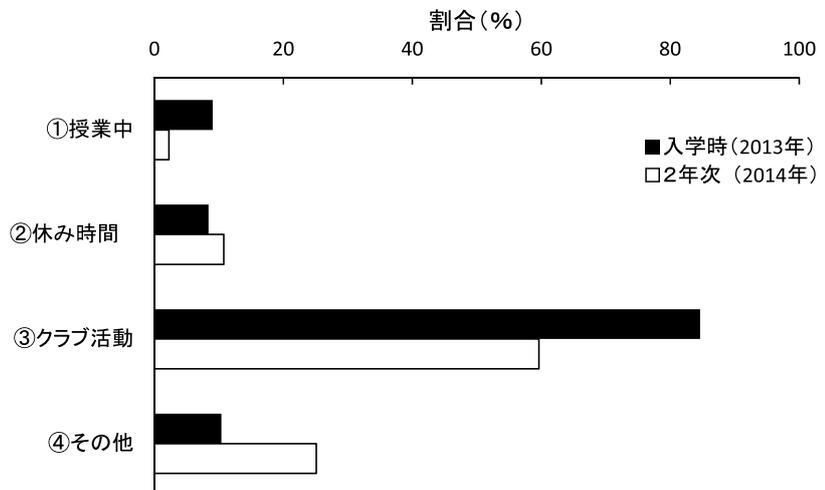


図3 「それは、いつのことでしたか」に対する回答割合の推移 (入学時：n=299, 2年次：n=223, 複数回答可)

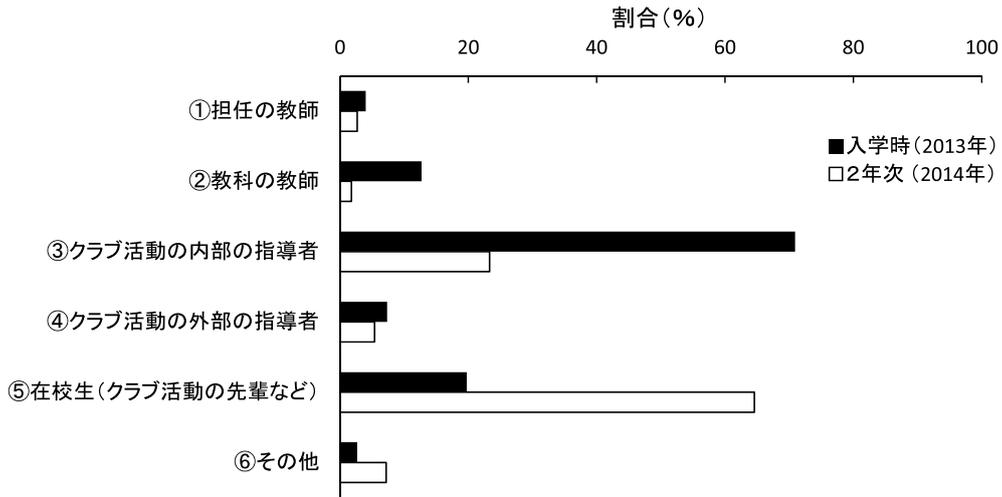


図4 「それは、誰からでしたか」に対する回答割合の推移 (入学時：n=299, 2年次：n=223, 複数回答可)

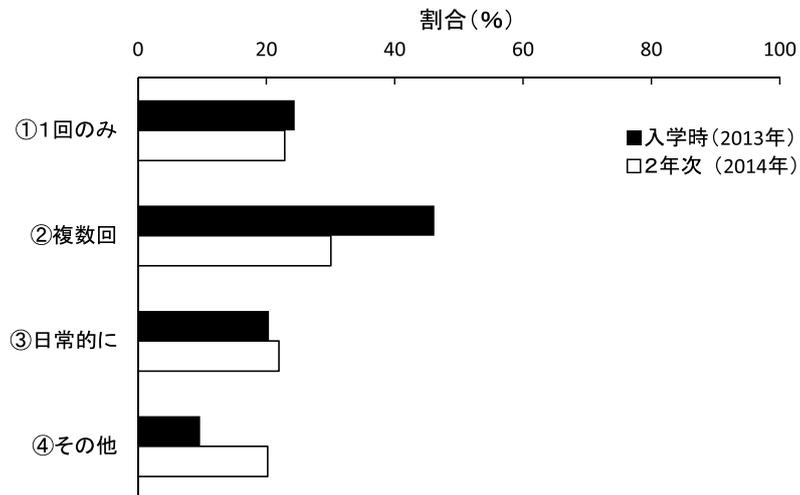


図5 「その行為の頻度はどの程度のものでしたか」に対する回答割合の推移 (入学時：n=299, 2年次：n=223, 複数回答可)

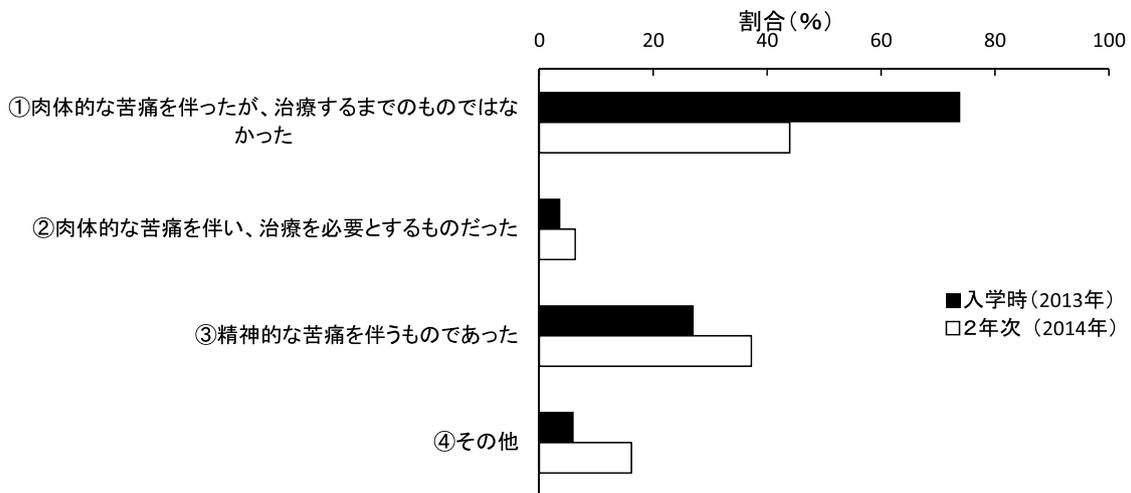


図6 「その行為はどの程度のものでしたか」に対する回答割合の推移 (入学時：n=299, 2年次：n=223, 複数回答可)

日本体育大学における体罰排除教育の効果

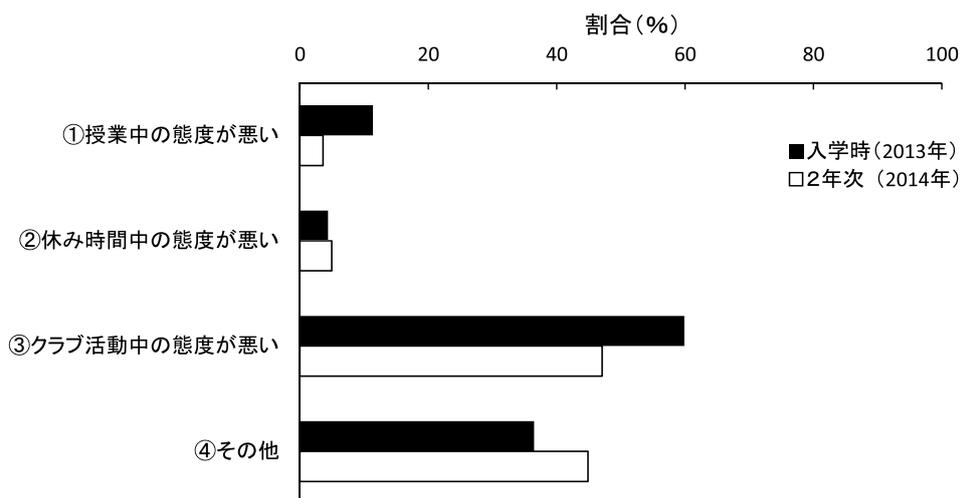


図7 「その行為を起こした理由をどのように説明されましたか」に対する回答割合の推移（入学時：n=299，2年次：n=223，複数回答可）

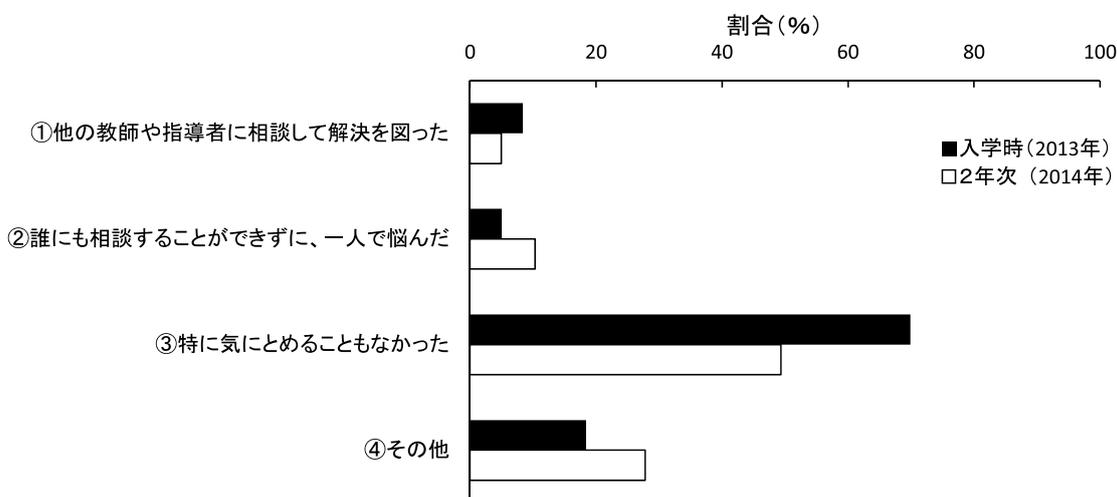


図8 「その行為を受けたとき、どのように対処されましたか」に対する回答割合の推移（入学時：n=299，2年次：n=223，複数回答可）

「②休み時間中の態度が悪い:11名(4.9%)」, 「③クラブ活動中の態度が悪い:105名(47.1%)」, 「④その他:100名(44.8%)」であった。また、2013年入学の新生だったときに「①授業中の態度が悪い:34名(11.4%)」, 「②休み時間中の態度が悪い:13名(4.3%)」, 「③クラブ活動中の態度が悪い:179名(59.9%)」, 「④その他:109名(36.5%)」であった(図7)。これらの結果を比較すると、2013年入学の新生から2年次において、「③クラブ活動中の態度が悪い」の割合が低下した。

質問4(7)「その行為を受けたとき、どのように対処されましたか」の回答を2013年入学の2年次生に求めた結果、「①他の教師や指導者に相談して解決を図った:11名(4.9%)」, 「②誰にも相談することができずに、一人で悩んだ:23名(10.3%)」, 「③特に気にとめることもなかった:110名(49.3%)」, 「④その他:62名(27.8%)」であった。また、2013年入学の新生

だったときに「その行為を受けたとき、どのように対処されましたか」の回答を求めた結果、「①他の教師や指導者に相談して解決を図った:25名(8.4%)」, 「②誰にも相談することができずに、一人で悩んだ:15名(5.0%)」, 「③特に気にとめることもなかった:209名(69.9%)」, 「④その他:55名(18.4%)」であった(図8)。これらの結果を比較すると、2013年入学の新生から2年次において、「③特に気にとめることもなかった」の割合が低下する一方、「②誰にも相談することができずに、一人で悩んだ」の割合が微増した。

質問4(8)「その行為について、今後どのような対応を考えていますか」の回答を2013年入学の2年次生に求めた結果、「①原因になるようなことをしないように努めたい:49名(22.0%)」, 「②他の教師や指導者に相談したい:17名(7.6%)」, 「③第三者機関や通報窓口等があれば相談したい:15名(6.7%)」, 「④特に考

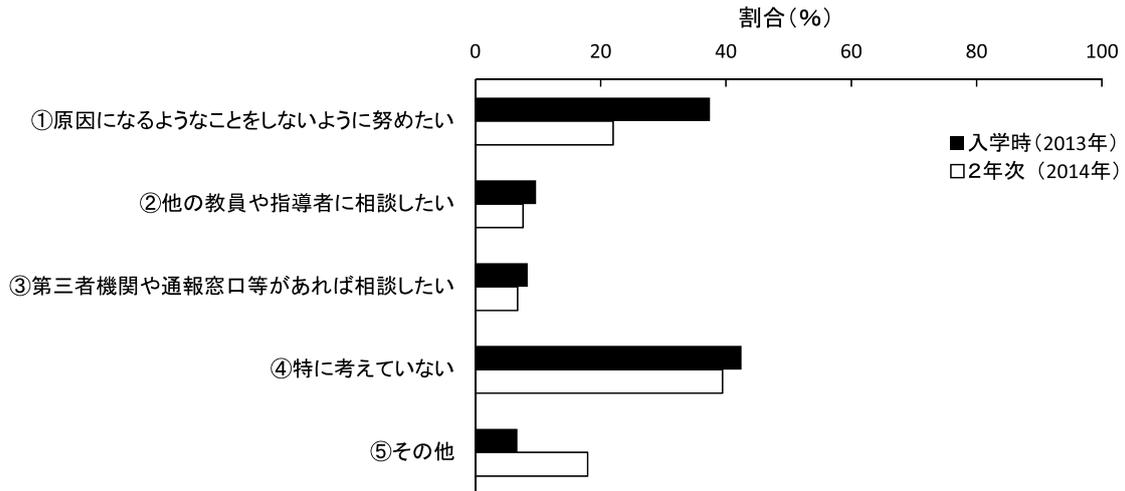


図9 「その行為について、今後どのような対応を考えていますか」に対する回答割合の推移（入学時：n=299，2年次：n=223，複数回答可）

えていない：88名(39.5%)」,「⑤その他：40名(17.9%)」であった。また、2013年入学の新生だったときに「その行為について、今後どのような対応を考えていますか」の回答を求めた結果、「①原因になるようなことをしないように努めたい：112名(37.5%)」,「②他の教師や指導者に相談したい：29名(9.7%)」,「③第三者機関や通報窓口等があれば相談したい：25名(8.4%)」,「④特に考えていない：127名(42.5%)」,「⑤その他：20名(6.7%)」であった(図9)。これらの結果を比較すると、2013年入学の新生から2013年入学の2年次において、「①原因になるようなことをしないように努めたい」の割合が低下した一方、「④特に考えていない」の割合が依然として高かった。

2. χ^2 検定の結果

体罰に対する態度を質問する質問8「「体罰」についてどのように考えていますか」について、「①容認している」または「②どちらかという容認している」と回答した場合を「容認的態度」とし、「③どちらかという容認していない」または「④容認していない」に回答した場合を「否認的態度」として集計した。そして、「容認的態度」と「否認的態度」における2013年入学の2年次生と2014年入学の新生の関係を検討するために χ^2 検定を行った。その結果、体罰容認態度と学年の関係が有意であった($\chi^2=19.03$, $df=1$, $p<.01$)。この結果から、2014年入学の新生に比べて、2013年入学の2年次生の方が否認的態度となる傾向が明らかとなった。

質問3「普段の大学生活やクラブ活動等で、体罰または暴力を受けたことがありましたか。あるいは見聞きしたことがありましたか」に対して、「①自分が体罰や暴力を受けたことがあった」と回答した者を「被体

罰経験」(有)とし、回答していない者を「被体罰経験」(無)として回答者数を集計した。また、質問5「体罰を行ったことがありますか」に対して「①ある」と回答した者を「体罰遂行経験」(有)とし、回答していない者を「体罰遂行経験」(無)として回答者を集計した。2013年入学の2年次生と2014年入学の新生の合わせたデータを用いて、被体罰経験と体罰遂行経験の関係を検討するために χ^2 検定を行った。その結果、被体罰経験と体罰遂行経験の関係が有意であった($\chi^2=89.23$, $df=1$, $p<.01$)。この結果から、体罰を受けたことがある場合、自らも体罰を行う可能性が明らかとなった。

2013年入学の2年次生と2014年入学の新生の「体罰遂行経験」と「体罰容認態度」の関係を検討するために χ^2 検定を行った。その結果、体罰遂行経験と体罰容認態度の関係が有意であった($\chi^2=22.71$, $df=1$, $p<.01$)。この結果から、体罰遂行経験がある場合は、体罰に容認的態度を持っている可能性が明らかとなった。

2013年入学の2年次生と2014年入学の新生の「被体罰経験」の有無と「体罰容認態度」の関係を検討するために χ^2 検定を行った。その結果、被体罰経験の有無と体罰容認態度の関係が有意であった($\chi^2=32.96$, $df=1$, $p<.01$)。この結果から、被体罰経験のある人は、体罰に対して容認的である可能性が明らかとなった。

質問3に対して「②他者が体罰や暴力を受けているところを見たことがあった」と回答した者を「体罰目撃」有とした。2013年入学の2年次生と2014年入学の新生の体罰目撃の有無と回答した者と「体罰容認態度」の関係を検討するために χ^2 検定を行った。その結果、体罰目撃と体罰容認態度の関係が有意であった($\chi^2=23.47$, $df=1$, $p<.01$)。この結果から、体罰目撃のある人は、体罰に対して容認的である可能性が明らかとなった。

質問3に対して「③実際に見たことはないが、体罰や暴力があるという噂を聞いたことがあった」と回答した者を「体罰伝聞」有とした。2013年入学の2年次生と2014年入学の新生の体罰伝聞の有無と「体罰容認態度」の関係を検討するために χ^2 検定を行った。その結果、体罰伝聞と体罰容認態度の関係は有意ではなかった($\chi^2=1.34, df=1, n.s.$)。この結果から、体罰伝聞と体罰容認態度は有意な関係性がないことが明らかとなった。2013年入学の2年次生と2014年入学の新生の質問3における「④体罰や暴力を受けたことも、見たことも、噂に聞いたこともなかった」の回答の有無と「体罰容認態度」の関係を検討するために χ^2 検定を行った。その結果、質問3に対して④への回答の有無と体罰容認態度の関係が有意であった($\chi^2=27.77, df=1, p<.01$)。この結果から、被体罰を経験したことも目撃したことも伝聞したこともない人は、体罰に対して否認的である可能性が明らかとなった。

考 察

1. 大学生活の経験による体罰への認識と変容

本研究では、日本体育大学の学生自身が体験、あるいは見聞きした体罰の有無および具体的な行為とそれらに対する考え方や対応策について調査をしている。ここでは、2013年度入学生を対象にし、大学1年生への入学次では高校時代までの経験、さらに日本体育大学で1年間を過ごし、教育や各種の指導を受けた2年次への進級時に同様の質問への回答を求めている。その結果、2年次生がこの1年間で自分自身が体罰を経験、あるいは他者の体罰を目にしたという割合や、繰り返しの頻度には低下がみられる。この結果から、日本体育大学が大学をあげて「反体罰・反暴力宣言」を行い、積極的な排除対策の実施や意識の向上を掲げた効果が表れている。しかし、これは絶対的な大きい変化であるとは言い難い。世界各国で古くから禁止され、日本でも1879年に初めての体罰禁止規定が出されているにもかかわらず、文部科学省による2013年の通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」¹³⁾に見られるように、国レベルでさえも体罰の実態を正確に把握できていなかったというのが事実である。このことは、日本体育大学においても「根絶」までの道のりの厳しさを改めて示すものである。

体罰を受けた相手や体罰の内容、対策についての調査結果より、指導者よりも在学生から受けた体罰が増加し、その内容にも変化が見られる。肉体的な苦痛を伴うようなものが減少している反面、暴言や精神的な苦痛を伴うものが微増している。一方で、体罰を受けることになった原因として、クラブ活動中の態度の悪さによるものが減少している。

為末¹⁴⁾は、日本では年齢の上下、地位の上下を意識して動くことが重視され、スポーツの世界ではこの上下の文化がかなり強く存在しているため、先輩後輩、師弟関係がはっきりと分かれていると述べている。さらに、徹底的にどちらが上であるかを意識するような仕組みが存在し、しばらくその中で過ごしていくと、自然と身体が上下関係を意識して反応するようになっていくと指摘している。高校時代までにこのような意識が身に付き、本人の信念ではなく目上の人間からの指示・教示には従うという行動様式に由来する受動的態度¹⁰⁾が形成され、自分より目上の人間から与えられたことの意味を考えるとやそれに疑問を持つこともなく、体罰を受けた原因を自分の不甲斐なさに置き、それを努力で補えばよいという捉え方に止まるのである。そのため、特に気に留めることなく「原因になるようなことはしない」ように努めることを対応策にしている。しかし、自主自律を求められる大学生活の1年間で、自我の発達と教育内容からの影響を受けながら疑問を抱きはじめる、一人で思い悩むことが増えている。ただ、積極的に相談体制を活用するなど具体的な対応策について特に考えていないという割合は依然として高いままであり、自らの力で体罰に立ち向かうまでの力は身に付いていないのが現状であろう。

2. 体罰体験と体罰に対する態度との関係、ならびに学年間の比較

安田¹⁵⁾は、教職を希望する学生に対する調査において、体罰を容認する意識は子どもが学校で教師の意識と行為を学習した結果であると考えられると述べている。また、教員免許状取得希望学生が受講する講義内において、体罰容認をテーマとしたディベートを実施した松岡¹⁰⁾の研究では、学校教育法第11条で体罰が禁止されていること、および体罰によらない「懲戒」が意味を持ち得る関係性の構築について提案することで、体罰を容認する学生が減少するという結果を得ている。

本研究では、2013年度入学の2年次生と2014年度入学の新生が高校時代に自分自身が体験、あるいは見聞きした体罰の有無および具体的な行為と、それに対する考え方や対応策について質問している。その結果、新生の高校時代の体験よりも2年次生の1年間の大学生活における体罰目撃の割合が低くなり、他方で体罰を伝聞していないという割合が高かった。さらに、体罰についての態度では、2年次生は新生当時と比べて体罰を「容認していない」という割合が若干ではあるが高いという結果が得られた。体罰容認態度と学年との関係に有意な差がみられ、2年次生は体罰に対する否認的態度を持っている可能性が明らかになっ

た。日本体育大学では「反体罰・反暴力宣言」を全学で取り組んでいるため、「体罰を排除する」という毅然とした態度を崩さないという意識づけと、それに伴う教育の効果が始まっていると考えられる。

高橋・久米¹⁶⁾による報告では、高校時代に体罰経験のある者の割合は1割程度であるが、体罰を受けた経験のあるものは体罰を正当化する傾向にあると示唆している。本研究でも、新生者が高校時代までに体罰を経験した割合はほぼ1割程度であり、教育現場での体罰の存在を否定することはできないという現状がある。しかし、2年次生になると、1年間に大学生活での体罰の目撃や伝聞がなかったという割合が高くなっており、より専門的な体育やスポーツに触れることになる日本体育大学において、体罰や暴力の実態が減少しているということである。これは正しく日本体育大学の取り組みがわずかであるにしても成果をあげていることの表れであろう。

兄井ら¹⁷⁾による教員志望学生に対する調査では、部活動や生徒指導での体罰の存在と体罰経験は、体罰を容認あるいは肯定する傾向が強いとされ、体罰の実行可能性や許容範囲の広さを指摘している。さらに場合によっては、体罰を受けた経験は、それを容認するだけでなく、自らも行う可能性があるとして述べている。

そこで、本研究でも被体罰経験と体罰遂行体験が体罰容認態度にどのような影響を与えるかについて、さまざまな角度から検討した。その結果、被体罰体験は体罰に対して容認的で、自らも体罰を行う可能性があるという結果が得られた。しかし、体罰に関しての事実を聞いたことがあるだけでは、体罰への容認的態度には関連していない。同時に、自分自身に体罰経験がない、他者の体罰や暴力を目にしたこともない場合は、体罰に対して否定的である可能性が見出された。つまり、体罰や暴力との接触がなければ、それを容認することも他者に対して実行することもない可能性がある。本来、スポーツには目的を掲げそれに挑戦をしていくという特徴がある。自分で描いた目的に自分の意志で挑戦することと、他者が描いた目的に周囲からの圧力によって挑戦することでは、その意味がまったく異なる。為末¹¹⁾は、挑戦したという履歴、あの時逃げなかったということが自信になるのは、そこに自分の意志で立ち向かったという感覚があるからだとして説明している。阿江¹⁸⁾は、体育・スポーツが持つ魅力を伝えるために、暴力を用いない指導について指導理念（哲学）の徹底的な理解、科学的所見の学習、指導法の更新などについて、きちんとした資格制度が必要であると述べている。今後、競技に対する技能の上達だけではなく、人間行動に関するさまざまな知識やコミュニケーションスキルも求められることになるであろう。

現在、サッカーのJリーグに設置されているユースチームはプロ育成の機関であり、世界の指導法を研究し、体罰のない科学的指導方法を徹底させているという¹⁹⁾。体育やスポーツに触れる子どもの時代の早期から、指導方法の工夫や科学的指導法の導入などが必要であるといえる。

日本体育大学の「反体罰・反暴力宣言」を掲げた取り組みは、学生に意識の変容を生じさせ、併せて体罰の現状把握も進んでいる。その中で、昨年の研究に引き続き、体罰に対して容認的態度を持つ学生が少数であっても存在するという現実も明らかになった。今後は、この容認的態度の変容も教育目標の大切なひとつになるであろう。

藤田ら²⁰⁾による研究において、日本体育大学で体育教師やスポーツ指導者になろうとしている学生が「暴力である体罰」をなくすために必要な対策として考察したのは「生徒とコミュニケーションをとることで信頼関係」を築き、「思いやりのある指導ができるように意識する」力を身につけることであった。今後の研究では、このような態度形成の背景にどのような特性が存在するのかということをも明らかにし、さらにその基準を明確にすることで「反体罰・反暴力宣言」への具体的な方策を構築していきたい。日本体育大学は、教育およびスポーツ指導の未来の担い手を育成する役割と責任を負う大学であるため、この取り組みと学生に対する働きかけの歩みを止めることはない。

注

注1) 2015年4月現在において、2013年度の新入生、2014年度の新入生および2年生、2015年度の新入生および2年生、3年生に体罰に関するアンケート調査を実施した。

文 献

- 1) 谷釜了承, 反体罰・反暴力宣言, <http://www.nittai.ac.jp/important/post_143.html>, 2013.
- 2) 日本応用心理学会 公開シンポジウム B, 体罰を考える, 日本応用心理学会第80回記念大会発表論文集, 7-9, 2013.
- 3) Council of Europe, Abolishing corporal punishment of children, <http://www.coe.int/t/dg3/children/pdf/QuestionAnswer_en.pdf>, 2007 (April 21, 2015).
- 4) 外務省, 児童の権利に関する条約. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/je_pamph.pdf>, 2007 (2015年4月21日).
- 5) 藤田弘之, 生徒指導における教師の合理的有形力行使に関する考察—イギリスにおける問題を中心として—, 関西外国語大学研究論集, 99, 105-121, 2014.
- 6) Global progress towards prohibiting all corporal punishment, Prepared by the Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children <<http://>

- www.endcorporalpunishment.org/pages/pdfs/GlobalProgress.pdf>, 2015 (April 21, 2015).
- 7) 沖原 豊, 二宮 皓, 樽期恭枝, 川内洋一, 各国の体罰に関する比較研究, 日本比較教育学会紀要, 5, 47-56, 1979.
 - 8) 片山紀子, アメリカにおける学校体罰の歴史の変遷, アメリカ教育学会紀要, 13, 23-35, 2002.
 - 9) The Gundersen National Child Protection Training Center, Discipline and the Law <<http://www.gundersenhealth.org/ncptc/center-for-effective-discipline/discipline-and-the-law/state-laws>>, 2015 (April 21, 2015).
 - 10) 松岡 律, 教職課程学生の体験にみる体罰容認論の再生産プロセス—ディベートとインタビューの分析—, 人権 21 調査と研究, 226, 31-37, 2013.
 - 11) 為末 大, 指導に暴力は必要か—体罰をめぐる(暴力の心理) —, こころの科学, 172, 43-73, 2013.
 - 12) 田村公江, 体罰容認の連鎖を断ち切るには—「部活における指導のあり方について語ろう」企画から見えてきたこと—, 龍谷大学社会学部紀要 44, 1-12, 2014.
 - 13) 文部科学省, 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について (通知), <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm>, 2013.
 - 14) 一般社団法人日本体育学会理事会, 一般社団法人日本体育学会理事会 緊急声明 <http://biomechanics.jp/2013/announce_130205.pdf>, 2013.
 - 15) 安田 勉, 体罰体験とその意識—大学生の意識調査から—, 青森保健大紀要, 1(2), 151-162, 1999.
 - 16) 高橋豪仁, 久米田恵, 学校運動部活動における体罰に関する調査研究, 教育実践総合センター研究紀要, 17, 161-170, 2008.
 - 17) 兄井 彰, 永里 健, 竹内奏太, 長嶺 健, 須崎康臣, 将来教員を志望する大学生の体罰に関する意識調査, 福岡教育大学紀要, 63, 第 5 分冊, 95-101, 2014.
 - 18) 阿江美恵子, 運動部活動における体罰が子どもに及ぼす影響, 体育科教育学研究 30(1), 63-67, 2014.
 - 19) 内海輪雄, スポーツと「体罰」, 季論 21 intellectual and creative, 20, 117-136, 2013.
 - 20) 藤田主一, 宇部弘子, 福場久美子, 鈴木悠介, 本間悠也, 小川拓郎, 深見将志, 藤本太陽, 齋藤雅英, 谷釜了正, 体罰・暴力における体育専攻学生の意識と実態, 日本体育大学紀要, 44(1), 21-32, 2014.
-
- <連絡先>
 著者名：藤田主一
 住 所：東京都世田谷区深沢 7-1-1
 所 属：教育心理学研究室
 E-mail アドレス：sfujita@nittai.ac.jp

資料

高校生活における「体罰」に関する調査（新入生用）

2014年4月 日本体育大学

この調査は、あなたが高校生のときの体罰（先輩が後輩に対して行う暴力も含む）の体験をお聞きするものです。回答は無記名です。プライバシーの保護には十分注意します。個人情報が公表されることはありませんので、安心してご回答ください。以下の質問の該当するところすべての（ ）に○印、また自由記述欄には支障のない範囲でお書きください。（JOCの調査項目を参考にしています。）

■あなたご自身について

- ・年齢：（ ） 歳
- ・性別：（ ）男性 （ ）女性
- ・所属学部：（ ）体育学部、（ ）児童スポーツ教育学部、（ ）保健医療学部
- ・高校の種類：（ ）国公立高校、（ ）私立高校
- ・高校の都道府県：（ ）北海道 （ ）東北 （ ）関東 （ ）中部 （ ）近畿
（ ）中国・四国 （ ）九州・沖縄 （ ）その他

【質問1】あなたは、高校生活でクラブ活動へ入っていましたか。

- （ ）①入っていた（ ）部
- （ ）②入っていたが、途中でやめた（ ）部）だった
- （ ）③入っていたが、途中で転部した（ ）部）から（ ）部）へ
- （ ）④入っていなかったが、途中で入った（ ）部
- （ ）⑤入っていなかった

【質問2】クラブ活動に入っていた方は、それはレギュラーでしたか

- （ ）①レギュラーだった
- （ ）②レギュラーでなかった
- （ ）③その他（ ）

【質問3】あなたは、普段の高校生活やクラブ活動等で、他者から体罰を受けたことがありますか。あるいは見聞きしたことがありますか。

- （ ）①自分が体罰を受けたことがあった
- （ ）②他者が体罰を受けているところを見たことがあった
- （ ）③実際に見たことはないが、体罰があるという噂を聞いたことがあった
- （ ）④体罰を受けたことも、見たことも、噂に聞いたこともなかった

⇒ 上記④に○印を付けた方は、【質問5】から先へお進みください。

【質問4】上記 ①②③ のいずれかに○印を付けた方は、以下の質問から順番に、ご回答ください。

(1) それは、どのような行為でしたか。

- ①殴る、蹴る、物で叩く等の暴力
- ②人格を否定するような暴言
- ③教師あるいは指導者の立場を利用した威圧や脅し
- ④その他 ()

(2) それは、いつのことでしたか。

- ①授業中 (科目名:)
- ②休み時間
- ③クラブ活動 (種目:)
- ④その他 ()

(3) それは、誰からでしたか。

- ①担任の教師
- ②教科の教師 (科目名:)
- ③クラブ活動の内部の指導者
- ④クラブ活動の外部の指導者
- ⑤在校生 (クラブ活動の先輩など)
- ⑥その他 ()

(4) その頻度はどのくらいでしたか。

- ①1回のみ
- ②複数回 (回数:)
- ③日常的に
- ④その他 ()

(5) それは、どの程度のものでしたか。

- ①肉体的な苦痛を伴ったが、治療するまでのものではなかった
- ②肉体的な苦痛を伴い、治療を必要とするものだった
- ③精神的な苦痛を伴うものであった
- ④その他 ()

(6) それを行った理由をどのように説明されましたか。

- ①授業中の態度が悪い
- ②休み時間中の態度が悪い
- ③クラブ活動中の態度が悪い
- ④その他 ()

(7) それを受けたり、見たりしたとき、どのように対処されましたか。

- () ①他の教師や指導者に相談して解決を図った
- () ②誰にも相談することができずに、一人で悩んだ
- () ③特に気にとめることもなかった
- () ④その他 ()

(8) それについて、今後どのような対応を考えていますか。

- () ①原因になるようなことをしないように努めたい
- () ②他の教員や指導者に相談したい
- () ③第三者機関や通報窓口等があれば相談したい
- () ④特に考えていない
- () ⑤その他 ()

【質問5】あなたは、高校生活で体罰を行ったことがありますか。

- () ①ある ⇒ (1) それは、誰に対してでしたか
- () ②ない []
- (2) 体罰を行った理由は何でしたか []

【質問6】あなたは、学校における体罰をどのように考えていますか。

[]

【質問7】あなたは、学校における体罰を撲滅するためには、何が必要だと考えていますか。

[]

【質問8】あなたは「体罰」についてどのように考えていますか。該当するところに○印を付けてください。

- () ①容認している
- () ②どちらかというと容認している
- () ③どちらかというと容認していない
- () ④容認していない

<ご協力ありがとうございました>

大学生活における「体罰」に関する調査（在学生用）

2014年度 日本体育大学

この調査は、あなたが日本体育大学へ入学してからの体罰（先輩から後輩への暴力も含む）の体験をお聞きするものです。回答は無記名です。プライバシーの保護には十分注意します。個人情報が公表されることはありませんので、安心してご回答ください。以下の質問の該当するところすべての（ ）に○印、自由記述欄には支障のない範囲でお書きください。（JOCの調査項目を参考にしています。）

■あなたご自身について

- ・年齢：（ ） 歳
- ・学年：（ ） 年
- ・性別：（ ） 男性、（ ） 女性
- ・所属学部：（ ） 体育学部、（ ） 児童スポーツ教育学部
- ・高校の種類：（ ） 国公立高校、（ ） 私立高校
- ・高校の都道府県：（ ） 北海道 （ ） 東北 （ ） 関東
（ ） 中部 （ ） 近畿 （ ） 中国・四国
（ ） 九州・沖縄 （ ） その他

【質問1】あなたは、大学生活でクラブ活動へ入っていますか。

- （ ） ①入っている（ ） 部
- （ ） ②入っていたが、途中でやめた（ ） 部) だった
- （ ） ③入っていたが、途中で転部した（ ） 部) から
（ ） 部) へ
- （ ） ④入っていなかったが、途中で入った（ ） 部)
- （ ） ⑤入っていない

【質問2】クラブ活動に入っている方は、それはレギュラーですか。

- （ ） ①レギュラーである
- （ ） ②レギュラーでない
- （ ） ③その他（ ）

【質問3】あなたは、普段の大学生活やクラブ活動等で、他者から体罰を受けたことがありますか。あるいは見聞きしたことがありますか。

- （ ） ①自分が体罰を受けたことがあった
- （ ） ②他者が体罰を受けているところを見たことがあった
- （ ） ③実際に見たことはないが、体罰があるという噂を聞いたことがあった
- （ ） ④体罰を受けたことも、見たことも、噂に聞いたこともなかった

⇒ 上記 ④ に○印を付けた方は、【質問5】から先へお進みください。

【質問4】上記 ①②③ のいずれかに○印を付けた方は、以下の質問から順番に、ご回答ください。

(1) それは、どのような行為でしたか。

- ①殴る、蹴る、物で叩く等の暴力
- ②人格を否定するような暴言
- ③教員あるいは指導者の立場を利用した威圧や脅し
- ④その他 ()

(2) それは、いつのことでしたか。

- ①授業中 (科目名:)
- ②休み時間
- ③クラブ活動 (種目:)
- ④その他 ()

(3) それは、誰からでしたか。

- ①担任の教員
- ②教科の教員 (科目名:)
- ③クラブ活動の内部の指導者
- ④クラブ活動の外部の指導者
- ⑤在校生 (クラブ活動の先輩など)
- ⑥その他 ()

(4) その頻度はどのくらいでしたか。

- ①1回のみ
- ②複数回 (回数:)
- ③日常的に
- ④その他 ()

(5) それはどの程度のものでしたか。

- ①肉体的な苦痛を伴ったが、治療するまでのものではなかった
- ②肉体的な苦痛を伴い、治療を必要とするものだった
- ③精神的な苦痛を伴うものであった
- ④その他 ()

(6) それを行った理由をどのように説明されましたか。

- ①授業中の態度が悪い
- ②休み時間中の態度が悪い
- ③クラブ活動中の態度が悪い
- ④その他 ()

(7) それを受けたり、見たりしたとき、どのように対処されましたか。

- () ①他の教員や指導者に相談して解決を図った
() ②誰にも相談することができずに、一人で悩んだ
() ③特に気にとめることもなかった
() ④その他 ()

(8) それについて、今後どのような対応を考えていますか。

- () ①原因になるようなことをしないように努めたい
() ②他の教員や指導者に相談したい
() ③第三者機関や通報窓口等があれば相談したい
() ④特に考えていない
() ⑤その他 ()

【質問5】あなたは、大学生活で体罰を行ったことがありますか。

- () ①ある ⇒ (1) それは、誰に対してでしたか
() ②ない []

(2) 体罰を行った理由は何でしたか
[]

【質問6】あなたは、学校における体罰をどのように考えていますか。

[]

【質問7】あなたは、学校における体罰を撲滅するためには、何が重要だと考えていますか。

[]

【質問8】あなたは「体罰」についてどのように考えていますか。該当するところに○印を付けてください。

- () ①容認している
() ②どちらかという容認している
() ③どちらかという容認していない
() ④容認していない

<ご協力ありがとうございました>